平成２４年（フ）第６３号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原612番地13
債務者　執行　留美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　充之
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
東京都八王子市川口町557番地15
債務者　加藤　理記
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永淵　　慎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
新潟市中央区南笹口１丁目９番17号　笹口グリーンハイツ704号、前住所新潟市西蒲区横戸143番地
債務者　長谷川春木
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
北海道北見市寿町４丁目２番12―207号
債務者　真貝　栄介
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
兵庫県加東市下久米42番地
債務者　安達　泰二
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第６８３号
福岡市南区高宮２丁目11番14―403号
債務者　山口　稔幸
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２９号
福岡市城南区長尾２丁目６番７―607号
債務者　江頭　直子（旧姓百木）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５９４号
福岡市西区周船寺２丁目13番48―203号、前住所福岡市西区大字千里459番地23
債務者　太田　久義
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田部哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５号
静岡県伊豆の国市中163番地２、住民票上の住所山形県最上郡大蔵村大字南山621番地
債務者　葉山館こと　三原　昌子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第３００号
岡山県倉敷市児島味野4045番地
債務者　綾野　純雄
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藥師寺隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４８号
広島市南区宇品御幸５丁目９番18―305号
債務者　反田タクシーこと　反田　伸二
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　康朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１２７号
大阪府高槻市古曽部町２丁目29番24―701号
債務者　藤井　伸貫
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１号
愛媛県四国中央市中曽根町1320番地の３、前住所愛媛県松山市福音寺町236番地10
債務者　谷口　博章
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
松山地方裁判所西条支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３号
岩手県宮古市向町２番34―501号　坂下賃貸ビル
債務者　山口　芳弘
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第１７１号
函館市富岡町２丁目50番19―503号
債務者　安井由美子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４７６号
名古屋市南区三吉町１丁目63番地　スカイハイツふじ203号
債務者　加藤百合子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６７号
埼玉県草加市中根２丁目３番14―510号
債務者　東海林　賢
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係